

海賊対処法案の強行再可決に抗議し、 ソマリア派兵中止を求める声明

1 本日、政府与党は、参議院で否決された「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」案（海賊対処法案）を、衆議院の3分の2の特別多数決での再可決を強行し、成立させた。

2 政府与党は、本年3月13日、本海賊対処法案を国会に提出するとともに、翌3月14日には、「さざなみ」「さみだれ」の2隻の護衛艦をソマリア沖に派遣した。2隻の護衛艦は3月末からアデン湾で日本関係船舶の護衛任務につき、不審船との対峙を繰り返している。

海賊対処法案は、衆議院においては、わずか1週間の審議のみで、本年4月23日、強行採決された。他方、参議院においては、3週間の審議の上、昨日、否決された。直近の民意が反映された「良識の府」である参議院において、より慎重に審議が行われた上での否決という判断は、民主主義における国民の判断そのものである。にもかかわらず、政府与党は、新たな審議を経ることもなく、即時に再可決する暴挙に出たのである。

3 海賊対処法案は、海賊対処を口実に海外派兵や武力行使を常態化させるものであり、憲法9条に正面から抵触する重大な問題をはらんでいる。

自由法曹団は、意見書「警察活動を口実にした海外派兵・武力の行使 ソマリア沖派兵と海賊対処法案に反対する」（4月9日付）、緊急意見書「『修正』で問題は解決しない ソマリア沖派兵の中止と対処法案の廃案を求める」（4月21日付）、「参議院での海賊対処法案廃案を求める」（5月11日付）を発表して、法案の問題点を指摘し、廃案を求めてきた。

3つの意見書で指摘しているとおり、ソマリア沖の事態は「国際紛争」であり、護衛艦の武力行使は日本国憲法を蹂躪するものである。海賊問題の解決はソマリアの政治経済の再建と治安の回復以外に道はなく、そのための協力こそ求められている。

また、法案は、

- ① 権益の擁護と海の治安維持を公然と掲げた法案であること
- ② 対象船舶や対象海域に限定がなく、外国の海軍とのどのような共同作戦も可能であること
- ③ 「逃走」や「抵抗」に対する危害射撃や、停船命令違反に対する船舶射撃を認め、先制攻撃に道を開くものであること
- ④ 国会の承認を要さず、緊急の場合には防衛大臣単独の判断での派兵を可能としていること

など、軍事突出が露骨なものであり、「海外派兵恒久化法第一号」というべきものである。

これらの問題は、「国権の最高機関」であり、「唯一の立法機関」である国会で、十二分に審議され、解明されねばならない問題のはずであった。だが、結局、わずか1週間の審議を経たのみの衆議院の判断により、成立が決定されたのである。

- 4 ソマリア沖への護衛艦の派遣は、各国海軍が共同した海賊掃討作戦が展開されている海域への戦闘艦艇の派遣であり、これまでのどの自衛隊派兵にもまして、海賊船等との対峙・交戦に及ぶ可能性が大きい。

現に、日本関係船舶を護衛するはずだった護衛艦は、すでに6回も、外国船の保護を理由に緊急の対処を行い、一触即発の事態を発生させている。政府は、この対処の「根拠」に船員法第14条をあげているが、異常気象にあった遭難船の救助を規定した同条の趣旨を無視した拡大解釈である。なかでも、4月30日及び5月18日の対処は、他国海軍からの通報を端緒としており、各国海軍の共同作戦の一翼を担っていることを政府は隠そうともしていない。

実質的にも、海上自衛隊の2隻の護衛艦は5千トン近い排水量を持ち、速射砲や高性能機関砲を搭載した最新鋭の艦船であり、「不審船」の側からすれば「サーチライトの照射」や「ヘリコプターの接近」は「巨大な軍艦が発砲準備に入った」としか映らず、こうした場面では、これらも憲法違反の武力による威嚇とならざるを得ないのである。

さらに、政府は、5月には、ソマリアに隣接するジブチを根拠地として、海上自衛隊に所属するP3C哨戒機を派遣した。P3C哨戒機が収集した情報を米海軍と共有することになれば、それは「集団的自衛権」の行使を意味する。加えて、政府は、根拠地の警備や補給のために陸上自衛隊・航空自衛隊を派兵した。これは、「三軍統合派兵」の実行にほかならない。

法案審議をよそに既成事実を着々と積み上げていくこうした動きは、議会制民主主義を蹂躪するものといわざるをえない。

- 5 なし崩し的に海外に軍事拠点が設営され、海外で軍隊が戦端を開く事態は、平和憲法を制定したこの国で、断じて許されてはならない。

自由法曹団は、海賊対処法の成立に強く抗議するとともに、ソマリア沖派兵の中止を要求するものである。

2009年6月19日

自由法曹団
団長 松井 繁 明